

田原市飼い主のいない猫不妊去勢手術費補助金の概要

【目的】

近年、飼い主のいない猫への無責任なエサやり等により猫が集まり、フン被害や鳴き声等の苦情、相談が寄せられています。飼い主のいない猫の増加を抑制し、市民の快適な生活環境の保持を図るため、不妊去勢手術に係る費用を補助するものです。

【補助対象者】

市内に住所を有する者又は地域猫活動を行う団体

※地域猫活動を行う団体とは、市内において飼い主のいない猫の不妊去勢手術、餌やり、トイレの設置、清掃等を実施し、適切に管理していくことを目的とした、飼い主のいない猫が生息している地域の住民1人以上を含む3人以上で構成された市内に住所を有する団体とします。

【補助対象事業】

飼い主のいない猫に動物病院で不妊去勢手術を行う事業

※不妊去勢手術実施済みであることが判別できるように猫の片方の耳の先端をV字に切り取る処置（耳カット）を行う必要があります。



【補助金額】

不妊手術 1頭につき上限10,000円

去勢手術 1頭につき上限 5,000円

【申請方法】

猫の生息場所周辺の住民で申請者と別世帯の方から、あらかじめ交付対象となる猫に飼い主がいないことの確認を受け、不妊去勢手術前に、交付申請書を提出

※申請時に必要な書類

飼い主のいない猫の生息地を示す地図、団体にあつては団体構成員名簿、本人確認書類

【申請場所、受付開始時期】

市役所環境政策課窓口またはWebにて、4月1日から受付開始

担 当 市民環境部環境政策課

電 話 0531-23-3541

F A X 0531-23-1832

Eメール kankyo@city.tahara.aichi.jp